

# 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

令和6年2月16日付けで、国土交通省から「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等（以下「新単価」という。）」が決定・公表されるとともに、技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る措置が講じられたところであります。

本市においても、新単価の早期活用を図るとともに、下記のとおり特例措置を定めて運用することとします。

## 記

### 1 公共工事設計労務単価及び設計材料単価の運用に係る特例措置

#### (1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、次の(2)に定める工事の受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第58条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

#### (2) 対象となる工事

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算を新単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの。

#### (3) 変更後の請負代金額の算出方式

変更後の請負代金額＝（新単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは当初契約締結日における最新の材料単価とする。

#### (4) 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結日から14日以内（ただし、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年3月1日通知）の通知日以前に契約を締結したものについては、令和6年3月15日まで）とする。なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

### 2 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

#### (1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、次の(2)に定める土木設計業務等の受注者は、発注者に対し、設計業務等委託契約書第53条の規定に基づく業務委託料（請負代金額）の変更に係る協議を請求することができる。

#### (2) 対象となる業務

令和6年3月1日以降に契約を締結する土木設計業務等のうち、予定価格の積算を新単価の適用以前の技術者単価をもって行っているもの。

(3) 変更後の請負代金額の算出方式

変更後の請負代金額＝（新単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは当初契約締結日における最新の材料単価とする。

(4) 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結日から 14 日以内（ただし、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和 6 年 3 月 1 日通知）の通知日以前に契約を締結したものについては、令和 6 年 3 月 15 日まで）とする。なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

### 3 小規模修繕・交通安全施設工事及び道路除雪委託等に係る特例措置

(1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、次の(2)に定める業務の受注者は、発注者に対し、小規模修繕・交通安全施設工事請負契約書第 26 条及び委託契約書第 20 条の規定に基づく契約単価（請負代金額）の変更に係る協議を請求することができる。

(2) 対象となる作業

契約中の小規模修繕・交通安全施設工事及び道路除雪委託等で、令和 6 年 3 月 1 日以降に現場着手する業務

(3) 変更後の請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額＝（新単価及び新単価適用時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約時点の落札率

(4) 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として令和 6 年 3 月 31 日までとする。なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、変更契約を締結するものとする。

### 4 工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

(1) インフレスライド条項の運用の内容

次の(2)に定める工事の受注者は、工事請負契約書第 25 条第 6 項（以下「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象となる工事

インフレスライド条項適用の対象となる工事は、次の全てを満足している工事とする。

ア 令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結している工事であること。

イ 基準日において、残工期が 2 か月以上あること。

ウ 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の

請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

※「基準日」： スライド変更のため出来高を確認する日。請求日と同日とすることを基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

(3) その他

詳細については、「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について（令和 6 年 3 月 1 日通知）」による。

## 5 特例措置に係る公表等

本通知に基づく請負代金額の変更に係る協議により、変更契約することとなった工事については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、受注者に対し、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準等の引き上げ等について要請するとともに、工事名、受注者名等を市のホームページで公表する。